

諮問事項（2）

騒音規制法の規定に基づき規制地域を指定し、規制基準等を定める件の見直しについて

1 見直しの必要性

騒音規制法（昭和43年法律第98号）に基づき、本県では騒音規制法の規定に基づき規制地域を指定し、規制基準等を定める件（昭和54年福島県告示第275号）で規制基準を定め、その後、数次の改正を経て現在に至っている。

騒音規制法に基づく規制基準では、騒音による影響に特に配慮しなければならない施設（学校、保育所、病院、図書館等）から一定距離の区域内については、他の区域より厳しい基準を規定している。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号、以下「認定こども園法」という）の一部改正の施行に伴い、同法に新たに規定された「幼保連携型認定こども園」（資料2-2）についても、学校や保育所と同様の扱いとすると環境省から通知がなされた。（資料2-3）

また、都市計画法（昭和43年法律第100号）における用途地域について、新たに「田園住居地域」が設けられ、その扱いについて環境省から通知がなされた。（資料2-4）

以上のことから、騒音規制法の規定に基づき規制地域を指定し、規制基準等を定める件（昭和54年福島県告示第275号）に、「幼保連携型認定こども園」及び「田園住居地域」の追加を行うもの。

2 改正内容

騒音規制法の規定に基づき規制地域を指定し、規制基準等を定める件（昭和54年福島県告示第275号）に、別紙のとおり「幼保連携型認定こども園」及び「田園住居地域」を追加する。

現行

区域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
第一種区域	五〇デシベル以下	四五デシベル以下	四〇デシベル以下
第二種区域	五五デシベル以下	五〇デシベル以下	四五デシベル以下

一 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域
鏡石町、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、矢吹町、石川町及び富岡町のうち別表に掲げる区域

二 特定工場等において発生する騒音の規制基準
次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における当該基準は、同表の規定にかかわらず、同表に定める値から五デシベルを減じた値とする。

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校
イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する保育所
ウ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

エ 図書館法（昭和二十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する図書館
オ 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム

改正案

区域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
第一種区域	五〇デシベル以下	四五デシベル以下	四〇デシベル以下
第二種区域	五五デシベル以下	五〇デシベル以下	四五デシベル以下

一 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域
鏡石町、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、矢吹町、石川町及び富岡町のうち別表に掲げる区域

二 特定工場等において発生する騒音の規制基準
次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における当該基準は、同表の規定にかかわらず、同表に定める値から五デシベルを減じた値とする。

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校
イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する保育所
ウ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

エ 図書館法（昭和二十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する図書館
オ 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム
カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

第三種区域	六〇デシベル以下	五五デシベル以下	五〇デシベル以下
第四種区域	六五デシベル以下	六〇デシベル以下	五五デシベル以下

備考 この表において「昼間」とは、午前七時から午後七時までとし、「朝」とは、午前六時から午前七時までとし、「夕」とは、午後七時から午後十時までとし、「夜間」とは、午後十時から翌日の午前六時までとする。

三 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域

別表に規定する区域のうち次に掲げる区域

ア 第一種区域、第二種区域及び第三種区域の全域

イ 第四種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね八十メートル以内の区域

- (一) 学校教育法第一条に規定する学校
- (二) 児童福祉法第七条に規定する保育所
- (三) 医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (四) 図書館法第二条第一項に規定する図書館
- (五) 老人福祉法第五条の三に規定する特別養護老人ホーム

四 自動車騒音の限度に係る区域の区分

ア a 区域 別表に規定する地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに第一種区域のうち用途地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する用途地域をいう。以下同じ。）以外の地域

イ b 区域 別表に規定する地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに第二種区域のうち用途地域以外の地域

ウ c 区域 別表に規定する第三種区域及び第四種区域
(別表・略)

第三種区域	六〇デシベル以下	五五デシベル以下	五〇デシベル以下
第四種区域	六五デシベル以下	六〇デシベル以下	五五デシベル以下

備考 この表において「昼間」とは、午前七時から午後七時までとし、「朝」とは、午前六時から午前七時までとし、「夕」とは、午後七時から午後十時までとし、「夜間」とは、午後十時から翌日の午前六時までとする。

三 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域

別表に規定する区域のうち次に掲げる区域

ア 第一種区域、第二種区域及び第三種区域の全域

イ 第四種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね八十メートル以内の区域

- (一) 学校教育法第一条に規定する学校
- (二) 児童福祉法第七条に規定する保育所
- (三) 医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (四) 図書館法第二条第一項に規定する図書館
- (五) 老人福祉法第五条の三に規定する特別養護老人ホーム
- (六) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

四 自動車騒音の限度に係る区域の区分

ア a 区域 別表に規定する地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに第一種区域のうち用途地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する用途地域をいう。以下同じ。）以外の地域

イ b 区域 別表に規定する地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに第二種区域のうち用途地域以外の地域

ウ c 区域 別表に規定する第三種区域及び第四種区域
(別表・略)